資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千三百万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年七月三十一日であり、株主総会の決議は、平成二十四年六月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月十九日

掲載頁　一一九頁（号外第一三三号）

平成二十四年六月二十六日

岡山市南区西市一一六番地一三

株式会社トスコ

代表取締役　橋本　明三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年八月十日であり、株主総会の決議は、平成二十四年六月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年六月二十六日

福岡県北九州市八幡西区三ケ森三丁目四番八号

有限会社トータルイイノ

代表取締役　飯野　裕子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金十三億三千七十九万一千二百八十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.starkawase.jp/ir/

平成二十四年六月二十六日

東京都中央区八重洲一丁目八番一六号

スター為替証券株式会社

代表取締役　野中　功

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年七月十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年七月三十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年六月二十六日

沖縄県那覇市字鏡水一七四番地

アイラス株式会社

代表取締役　三松　達哉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年七月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月二十六日

東京都江東区青海二丁目六番三号

大江戸温泉物語株式会社

代表取締役　森田　満昌

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年六月二十六日

大阪市旭区赤川二丁目九番七号

新日本電光株式会社

代表取締役　野々瀬　充

事業譲渡につき通知公告

当社は、株式会社フォンタナ（住所東京都渋谷区神宮前一丁目一六番二号）に対し、不動産事業を譲り渡すことにいたしましたので公告します。

平成二十四年六月二十六日

東京都渋谷区神宮前一丁目一六番二号

有限会社大成工機

取締役　高橋　好一

合併につき株券等提出公告

当社は、日本建業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、効力発生日である平成二十四年七月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年六月二十六日

大阪府大東市新田旭町二番三号

日本産業株式会社

代表取締役社長　岡野　正三

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である尹洪範が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年六月二十六日

大阪市生野区巽東二丁目一八―一―五〇一号

株式会社ワイエイチビー

日本における代表者　尹　洪範

資産流動化計画変更に関する公告

平成二十四年五月十一日、サヴィルズ・ジャパン株式会社が吸収分割し、子会社であるサヴィルズ・アセット・アドバイザリー株式会社にアセットマネジメント事業を承継させたため、当社の特定資産管理処分受託者は「サヴィルズ・アセット・アドバイザリー株式会社」となりました。

これに伴い、当社は平成二十四年五月十八日付で、資産の流動化に関する法律第百五十一条第三項第一号及び資産の流動化に関する法律施行規則第七十九条第一項第一号の規定に基づき資産流動化計画を変更しましたので、公告いたします。

平成二十四年六月二十六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル九階　Propinvest Ginza特定目的会社

取締役　森田　威

訂正公告

平成二十四年六月十八日（号外第一三一号）掲載の第四十三期決算公告（枠組）中、「代表取締役社長　市田　眞一」とあるは「代表取締役社長　島津　和義」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年六月二十六日

神戸市東灘区魚崎浜町一四番地七

阪神サイロ株式会社

代表取締役社長　島津　和義

取消公告

平成二十四年六月二十一日（号外第一三五号）掲載の左記会社に係る合併公告並びに決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十四年六月二十六日

東京都港区高輪二丁目一五番二一号

（甲）日本ＢＢＳ株式会社

代表取締役　小野　稔

東京都港区高輪二丁目一五番二一号

（乙）日本ＦＣ株式会社

代表取締役　小野　稔

正　誤

平成二十四年六月二十五日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　細野　豪志

ページ	段	行	誤	正
七五一	二	三～一	終りから	譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い
七五一	二	四～五	譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い	
七五二	一	二～一	終りから	譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い

（原稿誤り）

七五一　二段四～五行目

（経済産業省告示第二百四十七号）経済産業省告示第二百六十号（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準）

（原稿誤り）

七五一　二段一～四行目

（経済産業省告示第二百六十一号）経済産業省告示第二百六十二号（独立行政法人情報処理推進機構が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準）

（原稿誤り）

七五一　二段終りから三行目～七五二　一段一～二行目

同日（同号外）経済産業省告示第二百六十二号（独立行政法人中小企業基盤整備機構が民間等出資に係る不要財産（産業基盤整備業務に係るものを除く。）を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準）

（原稿誤り）

七五二　一段二～一〇行目

終りから	
譲渡の日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い	帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十六日付第一三八号
●五月二十九日付衆会第二

一六〇ページ●同日付政府調達第一二〇号四〇ページ

二号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）